「収支内訳書（一般用）」【令和５年分以降用】
「所得税青色申告決算書（一般用）」【令和５年分以降用】の誤りについて

○　令和８年８月 31 日（月）に「収支内訳書（一般用）」【令和５年分以降用】及び「所得税青色申告決算書（一般用）」【令和５年分以降用】を国税庁ホームページに掲載しましたところ、誤植箇所があることが判明したため、同年 11 月 19 日（木）に以下の箇所について訂正のうえ、訂正版を掲載しております。

訂正前のものを既にダウンロード等をしてご利用いただいている方につきましては、大変お手数をおかけしますが、再度ダウンロードしていただくか、以下の正しい記入要領にしたがってご記入ください。（令和８年 11 月 19 日）

訂正箇所	正	誤
「収支内訳書（一般用）」【令和５年分以降用】の２ページ及び「所得税青色申告決算書（一般用）」【令和５年分以降用】の３ページに記載されている「○　売上（収入）金額の明細」に係る「登録番号（法人番号）」の記入要領	登録番号を記載する場合は上段に、法人番号を記載する場合は下段に記入してください。なお、登録番号を記入する場合には、先頭に「Ｔ」を付けずに、番号のみを記入します。	登録番号を記載する場合は上段に、法人番号を記載する場合は下段に記入してください。なお、登録番号を記入する場合には、先頭に「Ｔ」を付けてください。

○ 登録番号を記入する場合であっても、先頭に「Ｔ」は付けず、番号のみ（13 桁）を記入しますので、ご留意ください。

（注）登録番号の先頭に「Ｔ」を付けて記入し、既に「収支内訳書（一般用）」又は「所得税青色申告決算書（一般用）」を提出された場合であっても、再度提出し直していただく必要はございません。